

冷凍保安規則の一部を改正する省令等について

令和 4 年 9 月
経 済 産 業 省
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号、以下「法」という。）第 57 条において、冷凍設備に用いる機器の製造を行う機器製造業者は、技術上の基準に従って機器を製造することと規定され、冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号、以下「冷凍則」という。）第 64 条第 1 号リ又は第 2 号に規定する突合せ溶接部の機械試験又は耐圧試験において、冷媒設備が「試験に合格するものであること」が求められる。ただし、「経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認めた高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う試験に合格した場合は、この限りでない」と規定され、現在協会は、経済産業大臣に承認された試験基準に基づいた試験を行っている。

他方で現在、機器製造業者のほとんどが、その製造事業所において品質マネジメントシステムの国際規格である ISO9001 を取得しているなど、高度な品質管理体制を構築しており、技術進歩へ適切に対応し、自主保安を実施している。このため、今後は、冷凍則第 64 条第 1 号リただし書又は第 2 号ただし書に規定する協会が行う試験に代えて、機器製造業者であって、試験方法、試験設備、試験員等の状況を含めた品質管理体制が適切である旨経済産業大臣が認めた者が試験を行うことができることとする。なお、機器製造業者であって、適切な品質管理体制を有する者を経済産業大臣が厳格に審査することで、既存の高圧ガス保安協会による試験と同等の試験水準を確保することとする。

また、対象とする者については、冷凍則の改正にあわせて制定する通達により、試験及び冷媒設備の区分ごとに申請することとし、法第 57 条の機器製造業者以外の冷媒設備のみを製造する者についても、品質管理体制が適切である者に限り、対象者とするにより、さらなる制度の効率的な運用を図るものとする。

さらに、第一種製造者等が用いる冷凍設備の技術上の基準における耐圧試験の特例である協会が行う試験（冷凍保安規則第 7 条第 1 項第 6 号ただし書）についても、同様に、協会が行う試験に代えて、機器製造業者又は冷媒設備のみを製造する者であって、試験方法、試験設備、試験員等の状況を含めた品質管理体制が適切である旨経済産業大臣が認めた者が試験を行うことができることとする。

(2) 改正を行う法令等

- ・ 冷凍則第 7 条第 1 項第 6 号、第 64 条第 1 号リ、同条第 2 号
- ・ 冷凍保安規則第 7 条第 1 項第 6 号又は第 64 条第 1 項第 1 号リ若しくは同条第 2 号の規定による試験を行う者の認定等について

2. 主な改正の内容

- ① 省令改正について、経済産業大臣が、品質管理体制が適切である冷媒設備の製造事業者を認める制度を創設し、現行の協会が行う試験に代えて行うことを可能とする。

具体的には、冷凍則第 7 条第 1 項第 6 号ただし書及び第 64 条第 2 号ただし書に規定する耐圧試験並びに第 64 条第 1 号リただし書に規定する突合せ溶接部の機械試験において、「経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認めた協会が行う試験」とあるのを「冷媒設備の製造をする者であつて、試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものの行う試験に合格した場合は、この限りでない」等に改める。

- ② 通達制定について、冷凍則に規定する「冷媒設備の製造をする者であつて、試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものの行う試験に合格した場合は、この限りでない」の基準等を定めることとし、認定の区分、申請手続、審査項目、申請方法等についての詳細を規定する。

- ③ その他、必要な改正を行う。